

評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人東光学舎福祉会（以下「この法人」という。）の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員の報酬等は、社会福祉法人東光学舎福祉会定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 評議員及び役員の費用は、別表1に定めるとおりとする。ただし、評議員及び役員本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

- 2 評議員及び役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 費用（第4条第1項関係）

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席 (市内から参加)	交通費として出席の都度3000円
会議等への出席 (市外から参加)	交通費として出席の都度5000円
県外出張	法人職員旅費規定に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額